



「やぶの花」圃場にて 編集部

目 次

共同調査報告（第1回）

- 兵庫県養父市の国家戦略特区事業と地方創生…………… 神山安雄（4）
 養父市の国家戦略特区事業の現状と論点…………… 神山安雄（6）
 国家戦略特区事業と農業委員会…………… 安藤光義（21）
 土地利用型農外企業参入と中山間地農地利用再生の取組み
 ー能座地区・建築関連企業（株）Amnakの参入事例ー …… 秋山 満（24）

- やぶファーム（株）
 ー意欲のある人達だけで立ち上げるー…………… 服部信司（38）
 やぶの花
 ー花卉卸売企業の農業への参入事例…………… 加瀬和俊（40）

〔投稿〕 農業潰しの象徴的制度・収入保険制度

- ー農業収入保険制度は家族農業経営安定につながるかー…………… 坂本進一郎（43）

- 〔時評〕 解散直前に起きた第一野党・驚きの合従連衡 ……（H2）（2）

☆表紙写真 兵庫県養父市能座地区にて 編集部
 「農村と都市をむすぶ」2017年11月号（第67巻第11号）通巻793号

解散直前に起きた第一野党・驚きの合従連衡



・議会内の多数派・連立政権に勝つため、複数の既存野党が連携を組むのはよい。合従連衡は十分にありうるのである。いやそのためにこそ野党共闘の議論や協議がいろいろなレベルで今までなされてきたはずである。

だがその連携は政策のすり合わせや、時には対立する政策の「棚上げ」、諸政策の強調の度合いを変えするなど、先ずは政策の協議を行い、妥協を含め政策を共有する結論を得た上で、小選挙区での協力・候補の絞り込みが話し合われていくのが筋である。そして勝った時の首班指名や内閣の構成等、あるいは負けても選挙後の提携や協力関係が話し合われるのが、連携・共闘の常識である。

・だが民進党の前原代表が今回取った手法はこれとは全く違うものである。党そのものの丸投げのように見える。丸投げする党首を選んでしまった議員や党員にも責任はあるが、まさかそのような奇手を代表が取るとは誰も思ってもいなかったであろう。

自民党総裁の安倍首相も驚いた。野党がまとまらないという敵失で勝を制する考えに基づいた突然解散だったから、この目論見が崩れかねないと心配になったのである。

る。しかし、相手がまとまって強力になり議席減で自民党総裁を辞め首相の座を他に渡さなければならぬ状況、その状況を回避できそうになつたので、ほっとした。

政策を共有し強力な勢力として野党がまとまって動くものではないことが分かったからである。そして憲法改定や安保法制強化等を含め、色々な論点の、大きな政党間ではその対立が弱まった印象になり、正直、助かったというのが事実であろう。

・党首同士の協議というものは自らの党の優位性、政策の正当性を強調して通常は厳しいものになるはずだが、今回はそうではなかった。前原党首は、全員希望すれば希望の党の候補者になれるものとして、文書による確認もせずに、希望の党の小池代表にすべて任せてしまった。任された小池代表にとっては「鴨ねぎ」である。

政策協議をしていない以上、自己の政策に会う人のみを受け入れることになる。反対の意見を持つ議員を抱えることになれば、自らの位置が保てない。自らの保身を下位に置いて安倍政権打倒を上位に置く考えを持つ人ではないからである。

・しかし今の政権党が取る政策への批判は強く国民に行き渡っている。戦略特区にみる友人への首相の配慮は、罷免された前の韓国大統領朴氏のケースを想起させる。

韓国の人の怒りは、特定企業や財閥との癒着以上に、友人の娘が人気の女子大に裏口入学できたことに向かっている。若者に取って厳しい受験競争、それをせずに裏口から入学出来たことへの怒りは大きい。

・貧富の「格差」の存在、その拡大への怒りは、勝つことが難しいと予想されていたトランプ氏を米国大統領に押し上げるほどの大きさであった。その支持者に應えるため、低所得者にメリットを与えないとする自由貿易体制を制限し、モノの貿易で米国の利益が生まれるように既存のFTA（自由貿易協定）の修正・撤廃等を求め始めている。これが米国内の格差を薄めるものになるかは不明だが、ともあれ彼らの期待を背負って、既存の貿易体制を変えようとしている。この修正は「米国ファースト」を原理とするから、相手国と対立し相手国の利益を大きく阻害することになる。それほどに自国内の格差は大きく、それは英国でも反EUに向かうほどである。先ずは**自国内の貧富の格差を縮めてほしいという庶民の要求**は強いのである。日本でも非正規労働者の、正規労働者との格差への不満は大きいし、大きな争点である。

・安倍首相は安全保障を自分の手で守ると豪語するが、北朝鮮のミサイルには、Jアラートが出たら先ずは物陰に隠れよというものである。それほどにミサイルの危険

性があるとするなら、大きな被害を出した福島原発の経験に学び、即刻、稼働中の原発は止めるべきである。止めてなければ**ミサイル攻撃の対象に原発は狙われる**かもしれない。稼働中の原発に被弾したらその被害は目を覆うばかりのものになる。こうしたリスクへの対応をせずに、日米軍事同盟のみで安全は守れるとするのはいかなものか。電力会社の収益改善に重きを置き、国民の安全という大事な視点が欠落している。この視点も、原発をいつの時点で廃止するのかの議論のとどまり、緊急性は弱い。

・なによりも争点隠し・対立点のぼかしに今回の合従連携は貢献してしまった。例えば農業政策、官邸農政と批判された自民党農政のあり方について議論は深まっていない。ムードのような形で選挙期間が流れていく感じである。

しかしだからこそ、国民はこの状況の中でも、対立点をしっかりと把握し賢明な選択をするものと期待される。あきれて投票所に行くことをやめるのではなく、出かけて大事な一票を望ましい政党・人物に投票することで、投票率も上がり、期待される党・候補者が飛躍することを期待したいものである。

共同調査報告（第1回）

兵庫県養父市の国家戦略特区事業と地方創生

農林行政を考える会は、兵庫県養父市の国家戦略特区「中山間農業改革特区」の現地調査を八月二三～二五日に行った。現地調査報告を、本号（十一月号）と次号（一二月号）に分けて掲載することにした。

養父市は、兵庫県北東部・但馬地方の中山間の地にある。人口の減少と高齢化が進み、全域が過疎地域に指定されている。総農家数の減少と高齢化が進んで、不作付地・耕作放棄地が増加し、農地面積の減少がつづいた。「このままでは地域社会と文化の基礎である農地・農業が維持できなくなる」という危機感が生じていった。

養父市が国家戦略特区の指定を受けたのは、以上のような実情が背景にある。国家戦略特区事業により一般企業等の農業参入を促進し、参入企業を農業担い手に位置づけ、農業の高度化・六次産業化を図り、これを土台に「養父市創生」を図っていく——というのが、養父市の狙いである。

養父市「中山間農業改革特区」区域計画の柱は、次のようなものである。

- ① 農業委員会と市との事務分担（農業委員会が、同意の上で、農地法第三条第一項の許可事務を市長に委任）
- ② 農業生産法人の役員要件の緩和（役員の最低一人が農作業に従事していれば、農業生産法人とみなす）
- ③ 農業への信用保証制度の適用
- ④ 旅館業法施行規則の要件緩和
- ⑤ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例

⑥ 企業による農地所有権の取得の特例（「農地所有適格法人」以外の法人企業等が、不適正利用の場合には市に所有権を移転させる契約を締結などの一定の要件を満たせば、農業経営のための農地所有権の取得を認める）
今回の現地調査では、訪問先企業として、②⑥の特例が適用されている、(株)Amnakと(株)やぶの花。②の特例が適用されている、やぶファーム(株)、(株)クボタファームやぶ。⑥の特例が適用されている、兵庫ナカバヤシ(株)を選定し、聞き取りを行った。

あわせて、特区指定前に農業参入しているオリックス農業(株)（廃校遊休施設（体育館）を利用した野菜水耕栽培）を訪問した。

また、④の特例が適用されている「大屋大杉」（一般社団法人ノオトによる木造三階建て養蚕住宅群の宿泊施設・レストラン利用）、⑤の特例が適用されているシルバー人材センターによる有機無農薬米の栽培現地を訪問した。

本号では、(株)Amnak、(株)やぶの花、オリックス農業(株)、(株)やぶファームの事例報告を掲載した。

次号には、(株)クボタファーム、兵庫ナカバヤシ(株)の事例、「大屋大杉」とシルバー人材センターの事例を報告する予定である。また、養父市の新規就農・移住対策の現状、養父市の国家戦略特区の現地調査総括を掲載する予定である。

限られた短時間の現地聞き取り調査のため、調査報告には不十分な点が多々あると思われる。ご指摘、ご批判いただければ幸いです。

今回の現地調査にあたってご協力いただいた養父市の広瀬栄市長をはじめ、企画総務部の国家戦略特区・地方創生課、産業環境部の農地政策課、農林振興課の方々、参入企業の関係者の方々に厚く感謝申し上げます。特に国家戦略特区・地方創生課の余根田一明主幹には、調査全日程のアレンジと同行をいただいた。厚く感謝申し上げます。

（文責・神山安雄）

養父市の国家戦略特区事業の現状と論点

国学院大学非常勤講師 神山 安雄

1 国家戦略特区指定と地方創生

(1) 国家戦略特区の指定

兵庫県の養父（やぶ）市は、二〇一四年三月の国家戦略特区諮問会議（第四回）の決定を受けて、同年五月一日に国家戦略特区「中山間農業改革特区」として正式指定された。国家戦略特区の指定第一号の六地区の一つであり、農業関係では新潟県新潟市「革新的農業実践特区」と並ぶものであった。

養父市「中山間農業改革特区」の事業は、次のようなものである。

① 農業委員会と市との事務分担（農地等効率的利用促進事業）・養父市と養父市農業委員会との同意（二〇一四年七月四日）にもとづき、養父市内全域の農

地について、農地法第三条第一項の権利設定・移転にかかる農業委員会の事務の全部を、養父市長が行う。

② 農業生産法人の役員要件の緩和（農業法人経営多角化等促進事業）・法人の農作業に従事する役員が一人以上いれば農業生産法人とみなす（特例農業法人）。事業者が地域の農業者等と株式会社を設立して、6次産業化をめざして事業を行う。

③ 農業への信用保証制度の適用・養父市が創設した「養父市アグリ特区保証融資制度」の農業資金でも兵庫県信用保証協会の保証を受けられる。

④ 旅館業法施行規則の要件緩和（歴史的建築物利用宿泊事業）・歴史的建築物（木造三階建て養蚕住宅群の空き家）を宿泊施設とする事業で、玄関帳場（フ

（ロント）の設置要件を緩和する。

特区指定当初の四事業に加えて、次のような二事業が区域計画の変更により追加された。

⑤ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例（国家戦略特区高齢退職者就業促進事業）…兵庫県シールバー人材センター協会による特区内の高齢者の派遣業務において、就業時間を週二〇時間から四〇時間に引き上げる。

⑥ 企業による農地取得の特例（法人農地取得事業）…農業生産法人（農地所有適格法人）以外の法人企業等が、農地を不適正に利用した場合には市に所有権を移転するとの書面契約を締結している等、一定の要件を満たせば、農業経営のための農地の所有権を取得することができる（五年間の時限）。

養父市の広瀬栄市長は、「養父市のような中山間地域・過疎地域では、今の制度の中では、まち・農村の伝統文化の源である〈農地・農業〉が守りきれなくなった。そのため、制度を変える規制改革だ」と話す。

養父市がめざすものは、「中山間地域のモデルの構築」。第一に、「企業が担い手となり、農地を価値あるものへ」変えていくこと。農家の経営力アップと企業の参入を促進することで、多様な担い手を確保し、耕作放棄地の再生などにより農地を守り、価値を生むものへ変え

ていく。企業のマーケティング力・開発力・創造力・資金力・人材を活かした農業の高度化・6次産業化に期待したいということである。

第二は、「多様な農業の実践により養父市創生へ」。市特産の朝倉山椒を世界ブランド化する試み、有機の郷づくり、スマートアグリ（植物工場による次世代農業）に取り組むことなどがその内容である。

養父市の狙いは、中山間地域における「地方創生」を、国家戦略特区の政策手法・事業を利用して実現しようということなのである。

(2) 国家戦略特区指定への背景

養父市は、二〇〇四年四月、兵庫県養父郡の八鹿町・養父町・大屋町・関宮町の四町が合併して成立した。兵庫県但馬地方の中山間地にあり、全域が過疎地域に指定されている（図1）。

養父市（旧養父郡四町）の人口は、一九六〇年四・五万人から二〇〇〇年三万人、二〇一五年二・四万人にまで減少した。六五歳以上の高齢化率は、一九六〇年一三・四％から二〇〇〇年二九・一％、一五年三六・四％に上昇した。

農地面積も最高時の三〇〇〇haから現在では一五〇〇haに減少している（うち水田面積は一二〇〇ha）。

農業経営体のうち家族経営が大幅に減少している。総

図1 兵庫県養父市の位置



農家数も二〇〇五〜一五年の一〇年間で二二%減少した。販売農家数の一〇年間で減少率(二六%)は、自給的農家数の減少率(一九%)より高い。養父市では、販売農家を中心に総農家数が減少するなかで、農業・農村地域に自給的農家、土地持ち非農家が広範に存在している。総農家の経営耕地面積は一五年でも一戸当たり平均四一aであり、販売農家でも七三a、自給的農家では一九aと小規模である(表1)。

こうしたなかで、農地の貸借が進み、自給的農家と土地持ち非農家は農地の貸し手として大きな役割を果たしている。しかし、他方で、土地持ち非農家の所有する耕作放棄地面積は増加している。自給的農家や土地持ち非農家からの農地の貸出し圧力は強く、農地の貸借(農地の正の流動化)が進んでいるが、農地の受け手となる担い手が不十分にしかないため、同時に耕作放棄地の増加(負の流動化)が進行している(表1)。

養父市が、耕作放棄地の再生を前面にだし、国家戦略特区事業を利用して、担い手を農業参入企業に求めた理由はここにある。「規制改革」によって一般企業が農業参入しやすくて、不足する「担い手」を確保しようというのである。

(3) 国家戦略特区指定への経緯

養父市は、中山間地域直接支払制度への取り組みや構造

表1 養父市の農家・土地利用の推移（2005～2015年）

単位：経営体数、農家数、ha、%

	2005年	2010年	2015年	増減(▲)率	
				2010/05	2015/10
農林業経営体	1,459	1,250	1,041	▲ 14.3	▲ 16.7
農業経営体	1,331	1,186	1,003	▲ 10.9	▲ 15.4
組織経営体	5	11	17	120.0	54.5
家族経営	1,326	1,175	986	▲ 11.4	▲ 16.1
総農家数	3,073	2,769	2,397	▲ 9.9	▲ 13.4
販売農家数	1,317	1,173	978	▲ 10.9	▲ 16.6
自給的農家数	1,756	1,596	1,419	▲ 9.1	▲ 11.1
土地持ち非農家数	1,222	1,288	1,370	5.4	6.4
経営耕地・計	1,199	1,093	1,010	▲ 8.8	▲ 7.6
総農家	1,167	1,061	980	▲ 9.1	▲ 7.6
販売農家	826	754	710	▲ 8.7	▲ 5.8
自給的農家	341	306	271	▲ 10.3	▲ 11.4
土地持ち非農家	32	32	30	0.0	▲ 6.3
借入耕地・計	271	277	322	2.2	16.2
総農家	271	276	322	1.8	16.7
販売農家	247	253	299	2.4	18.2
自給的農家	23	23	23	0.0	0.0
土地持ち非農家	..	1	..	-	-
貸付耕地・計	219	250	271	14.2	8.4
総農家	65	80	86	23.1	7.5
販売農家	21	23	22	9.5	▲ 4.3
自給的農家	44	57	65	29.5	14.0
土地持ち非農家	154	170	185	10.4	8.8
耕作放棄地・計	258	273	280	5.8	2.6
総農家	158	153	146	▲ 3.2	▲ 4.6
販売農家	69	61	58	▲ 11.6	▲ 4.9
自給的農家	89	92	89	3.4	▲ 3.3
土地持ち非農家	100	120	134	20.0	11.7

資料：農林業センサス

注) 土地持ち非農家の経営耕地面積は（所有耕地－貸付耕地）。

改革特区（どぶろく特区など）への指定等、農業振興・地域振興のためのさまざまな取組みを行ってきた。

養父市バイオマスタウン構想(二〇一〇年)では、
 へ自然活用型の産業を大切にしまちづくりをテーマとして、①有機農業など環境創造型農業の取組み、②市の総面積の八四%を占める森林の保全・活用、③エネルギーや廃棄物など循環型の地域づくり——を構想し実践してきた。

地方創生のへまち・ひと・しごと・ふるさと養父市創生総合戦略(二〇一五～一九年度)では、基本目標に①住みたいまち（若い世代のU・I・Jターン等）、②チャレンジできるまち（攻めの農業と6次産業化、地域資源の活用と伝統産業のイノベーション）、③子育てしたいまち（農を学ぶグローバル人材の育成など）、④健康長寿のまち（「やぶ医者プロジェクト」と地域包括ケアシステム）——をかがげて、計画を進めている。

従来からのおおや高原の有機野菜生産への新規参入就農者の受け入れ、近年では移住・定住促進の取組みが進められている。

畑特産物生産出荷組合の特産「朝倉山椒」の加工品など新商品開発・販売といった集落ビジネスは、

第六回「農山漁村（むら）の宝」に選ばれた。二〇一二年から一五年の間に、新商品開発により売上高は一〇〇〇万円から一五〇〇万円に増え、山椒加工重量は一トンから一・五トンに増加した。これにより、集落内の耕作放棄地が三五a減少した。

こうした取組みにもかかわらず「現行制度の限界」を感じてきた、というのが広瀬市長の話である。

国家戦略特区法は二〇一三年十二月に成立したが、これに先立つ九月の特区ワーキンググループ（WG）のヒアリングに養父市（広瀬市長）は、「農業委員会の業務の市への移管」「農業生産法人の役員要件の緩和」を提案した。特区法成立後の一四年二月の特区WGのヒアリング、同年三月の第四回国家戦略特区諮問会議を経て、五月一日に養父市などの特区指定が正式決定した。

2 国家戦略特区事業の推進状況

養父市の国家戦略特区「中山間農業改革特区」事業は、農業担い手が不十分にしか存在しないで耕作放棄地が増えている中山間地域において、一般企業等の農業参入を促進し、企業のマーケティング力・開発力・創造力・資金力・人材を活用し、農業の高度化・6次産業化を実現して、「養父市創生」を図るといふものである。そのため、主として農外からの企業の農業参入を促進する事業

として、国家戦略特区事業が推進されている。

(1) 農業委員会と市との事務分担

養父市「中山間農業改革特区」の国家戦略特区事業の第一は、「農業委員会と市との事務分担」とされている。

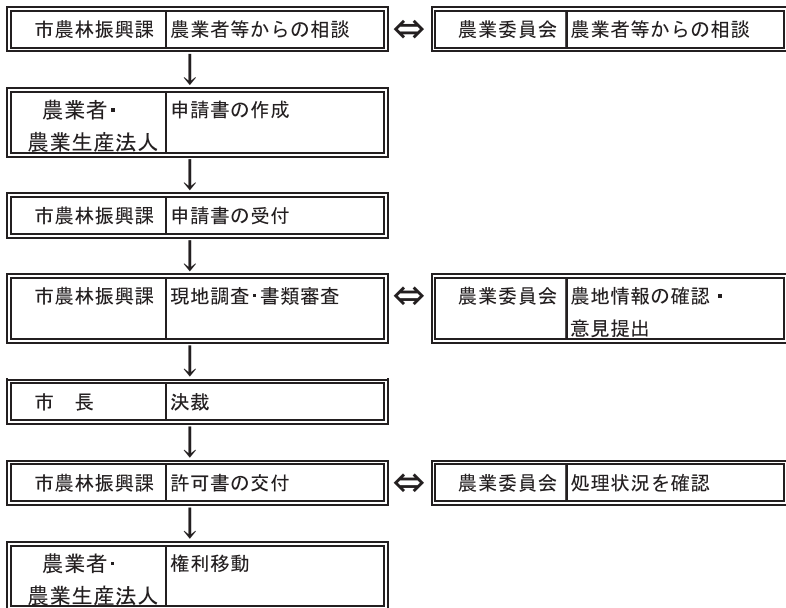
具体的には、農地法第三条第一項の、農地・採草放牧地の所有権の移転、地上権・永小作権・質権・使用貸借による権利・賃借権・その他の使用および収益を目的とする権利の設定・移転の場合には、「農業委員会の許可を受けなければならない」とする農業委員会の許可権限を「市長」に委任するものである。

法制度上では、農地法第三条第一項にかかる農地・採草放牧地の権利設定・移転にかかる農業委員会の許可権限について、市行政の長である市長に委任する（市長が農地等の権利設定・移転にかかる許可をする）という特例である。「事務分担」というよりは、「農業委員会もつ農地法第三条第一項にかかる農地等の権利設定・移転についての許可権限の、市長（市行政の長という機関）への委任」という特例である。（ここでの論点については、後述する）

特区法では、耕作放棄地再生等の特例とされている。

農業委員会と市（市長）との二〇一四年四月～六月の七回の協議を経て、同年七月四日、養父市農業委員会の

図2 兵庫県養父市：国家戦略特区における農地法第3条許可に関する事務処理の流れ



資料：養父市資料による

注) 2017年4月に、農林振興課とは別に、農地政策課（兼農業委員会事務局）が新設され、農林振興課に替わって事務処理を行っている。

同意書がまとめられた。農業委員会の同意の要旨は、「目的は共通で農業振興であること」「市の現状にかんがみ、農業振興に必要な措置と判断」するということである。

農業委員会の同意を受けて、この特例措置は、一四年九月九日に安倍首相によって国家戦略特区事業として認定された。

『養父市の挑戦 国家戦略特区』（養父市発行）は、この特例措置によって「農地を取得しやすい環境が整う」こととなったとして、耕作放棄地の再生、農地の流動化を促進することになったとしている。成果としては、事務処理期間が一四年度平均二六日から一三日に短縮されたこと。一四年度一〇月～一六年三月の許可実績が八三件、約一三・五haとなったこと（一四年度以前は年平均四〇件）をあげている。

養父市・国家戦略特区における農地法第三条許可に関する事務処理（図2）は、申請書の受付、現地調査・書類審査などの事務を市長部局（市農林振興課、一七年四月からは新設された農地政策課）が行い、市長が決裁している。なお、旧農林振興課、現農地政策課は、ともに農業委員会事務局を兼ねている。

(2) 農業生産法人の役員要件の緩和

養父市国家戦略特区事業の第二の特例は、農業生産法人の役員要件の緩和である。

二〇一五年改正前の農地法は、農業生産法人の役員要件を、業務執行役員が農業および農業関連事業に常時従事し（年間一二〇日以上）、そのまた過半が農業に従事している（年間六〇日以上）こととしていた。業務執行役員が五人の場合は、過半の三人が農業に常時従事し、そのまた過半の二人が農作業に従事していなければならぬことになる。

国家戦略特区の特例は、これを「業務執行役員一人以上の農作業従事」に緩和し、農業生産法人とみなす（特例農業法人）こととした。

国家戦略特区事業では、農業参入する企業等を「特定事業者」として認定し、特定事業者（二五％以内の出資）が地域の農業者等と株式会社を設立、その役員のうち最低一人が農作業に従事すれば農業生産法人とみなして、農地の賃借権・利用権の設定等を認めるものであった。

企業等（特定事業者）が出資し地域の農業者等と組織した株式会社は、二〇一四年一月から一六年三月までに一社が設立されて、特例農業法人として認められ、そのうち一〇社が一五年三月から一六年四月までに営業を開始している（表2、1〜11）。

業務執行役員の一人以上が農作業に従事していれば農地を借りることができるという仕組みは、構造改革特区の農地リース方式で認められ、農地法二〇〇九年改正で全国化されたものである。

養父市の国家戦略特区事業において、業務執行役員一人以上が農作業に従事していれば、農地を所有することのできる（農地の所有権を取得できる）「農業生産法人」とみなす特例農業法人の仕組みは、当初から一般企業による農地の所有権の取得を狙いとしたものであった。

しかし、特例農業法人は、当初は農地の所有権の取得が認められず、農地の借入れ（農地法・農業経営基盤強化促進法による賃借権・利用権・使用収益権）によって営農を開始することになった。

その後、農地法二〇一五年改正によって農業生産法人制度が改訂された。「農業生産法人」は「農地所有適格法人」と名前を変えた。役員要件は業務執行役員一人以上の農作業従事とされ、構成員要件（出資要件）もその法人が認定農業者等と認定されていれば、農業外からの出資割合（議決権の割合）が通常二五％を「五〇％未満」までとされ、「五〇％未満」までの出資が可能になった。

特例法人の㈱やぶの花と㈱A m n a kは、農地法一五年改正後、増資を行っている（表2）。

(3) 企業による農地取得の特例

表2 養父市国家戦略特区の特例法人等の概要

特例法人等				特定事業実施主体	営農状況				雇用 人
名称	設立年月	役員数 人	資本金 万円		開始年月	実施地区	作目	面積 ha	
1 ㈱養父新鮮組	2015.8.	2	100	㈱新鮮組	調整中	養父地区上野区・十二所	うるち米等		-
2 ㈱マイハニー	2015.2.	2	100	㈱マイハニー	2015.3.	養父地区中央・船谷・森	レング・カラシナ等・養蜂	0.79	-
◇ 3 ㈱くボタ・ファームやぶ	2016.1.	5	50	㈱近畿くボタ	2016.4.	開宮地区大谷・三宅、八鹿町八木	うるち米、トマト、リトルヌ	3.60	16
4 ㈱三大	2016.3.	5	140	吉井建設㈱	2016.7.	八鹿町美三谷	トウガラシ	0.29	-
◇ 5 やぶファーム㈱	2015.6.	3	400	オリックス㈱、やぶパートナーズ㈱	2015.6.	養父地区大谷・養父市場	ピーマン、大豆、ニンニク	3.61	19
6 ㈱やぶさん	2015.4.	4	81	ヤンマーアグリノベーション㈱	2015.4.	大屋町尊見	ニンニク	0.21	-
◇ 7 ㈱やぶの花	2015.2.	4	600 増+500	㈱姫路生花卸売市場	2015.3.	大屋町和田、八鹿町朝倉	りんどう、小菊等	0.72	-
8 ㈱アグリノベーターズ	2014.11.	6	500	㈱アグリノベーターズ	2015.3.	八鹿町宿南、大屋町加保	ブルーベリー、水稲	1.16	-
◇ 9 ㈱Amnak	2015.10.	7	3000 増+2000	山陽Amnak㈱	2015.10.	養父地区能産・建屋	酒米、タマネギ、キャベツ	10.52	-
10 ㈱トーヨー養父農業生産法人	2015.12.	2	500	㈱トーヨーエネルギーファーム	2016.4.	養父地区大谷・	トマト	0.31	1
11 ㈱やぶの農家	2015.10.	4	500	福井建設㈱、㈱オーク	2015.10.	養父地区養父市場・大塚、八鹿町高根地域	うるち米、もち米、ニンニク、りんどう	1.62	-
◇ 12 兵庫ナカバヤシ㈱	1982.2.		1000	兵庫ナカバヤシ㈱	2015.9.	大屋町珠	ニンニク	4.21	3
13 住環境システム協同組合	2003.10.		500	住環境システム協同組合	2016.3.	養父地区小城	レタス水耕栽培	0.13	-

資料：養父市資料により作成

注1) ◇は、調査先の法人。

2) 「特例法人」は、農業生産法人の役員要件を「役員1人以上の農作業従事」とする特例を利用した事業者。

表の1～11。

3) ⑦、⑨、⑫、⑬は、企業による農地の所有権取得の特例を利用した事業者。

4) 役員のうち「市民」は、養父市内に在住する個人（農家もしくは非農家）。

5) 雇用は、地元雇用の人数。

養父市の国家戦略特区に限り一般企業等の農地の所有権取得が認められたのは、国家戦略特区法改正により一六年九月からであった。

企業等（農地所有資格法人以外の法人）による農地の所有権取得の特例では、まず養父市が農地等の所有権を取得し、その農地の所有権を企業に譲渡（移転）する方式であった。農地の所有権を取得する企業等は、一定の要件を満たしていることが必要とされた。その要件は、①養父市との間で、農地の不適正な利用が行われた場合、市へ所有権を移転する（市に農地を返す）旨の書面契約を締結していること、②地域の他の農業者と適切な役割分担の下で持続的・安定的な農業経営を行うと見込まれること、③業務執行役員一人以上が農作業に従事、④特区の区域計画に、企業等の名称と農地取得の理由を記載することである。

これは、五年間の時限制度とされた。

現在までに、四社が市との書面契約を締結して、農地の所有権を取得している（表3、⑦⑨⑫⑬）。そのうち二社（㈱やぶの花、㈱Amnak）は、すでに農地を借入れている農業生産法人（農地所有資格法人）とみなされた特例農業法人である。

表3 養父市国家戦略特区の特例法人等の営農面積・農地権利取得状況

単位：ha

特例法人等 名称	営農面積 2017年 3月末 ha	賃貸借 (賃借権・利用権)			使用貸借 (使用収益権)			その他	所有権 取得 特区法	従前の状況		
		農地法 3条	基盤 強化法	中間管 理事業	農地法 3条	基盤 強化法	作付地			不作付 地	耕 作 放棄地	
1 ㈱養父新鮮組	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 ㈱マイハニー	0.79	0.60	0.18	-	-	-	-	-	-	-	0.10	0.69
◇ 3 ㈱クボタeファームやぶ	3.60	0.63	-	-	-	2.97	-	-	-	3.20	0.26	0.14
4 ㈱三六	0.29	-	-	-	-	0.19	0.10	-	-	-	-	0.29
◇ 5 やぶファーム㈱	3.61	1.31	-	-	-	-	2.30	-	-	3.48	0.13	-
6 ㈱やぶさん	0.21	-	-	-	0.21	-	-	-	-	-	0.21	-
◇ 7 ㈱やぶの花	0.72	-	0.46	-	-	-	-	0.25	-	0.19	-	0.53
8 ㈱アグライノベーターズ	1.16	-	-	-	0.16	-	1.00	-	-	0.09	0.90	0.17
◇ 9 ㈱Amnak	10.52	-	-	7.33	-	0.15	2.39	0.65	-	1.43	9.08	-
10 ㈱トヨ養父農業生産法人	0.31	0.31	-	-	-	-	-	-	-	0.31	-	-
11 ㈱やぶの農家	1.62	0.97	0.56	0.10	-	-	-	-	-	1.44	0.18	-
◇ 12 兵庫ナカバヤシ㈱	4.21	-	0.57	-	0.42	2.91	-	0.31	-	1.54	1.94	0.73
13 住環境システム協同組合	0.13	-	-	-	-	-	-	0.13	-	-	0.13	-
合 計	27.16	3.82	1.77	7.43	0.79	6.22	5.79	1.34	-	11.68	12.94	2.54

資料：表1と同じ

注1) いずれも、2017年3月末時点の数値。

2) 「その他」は、作業受託など法的な権利設定がなされていないもの。

養父市・国家戦略特区に農業参入している特例農業法人等の概況は、表2、表3に示したとおりである。

養父市には、国家戦略特区に認定される前に、一般企業が五社、農業参入しているが、いずれも廃校の遊休施設を利用しての農業参入であった。五社のうちの一社(オリックス農業㈱)は、廃校の遊休施設(体育館)を利用して軟弱野菜(葉物)の水耕栽培を行っている(服部信司報告)。

また、やぶファーム㈱をオリックス㈱と共同出資しているやぶパートナーズ㈱は、市等が出資して設立した第三セクター「地域公共会社」であり、地域特産品開発などを行ってきた。企業の農業参入に先行していたオリックス㈱と「地方公共会社」やぶパートナーズ㈱が組んで、JAたじまの出資と地元農家六戸の参加を得て、特例農業法人の一つとして「やぶファーム㈱」が設立された(やぶファーム㈱)について詳しくは服部信司報告)。

国家戦略特区事業による一般企業の農業参入は、企業側の参入の狙いもそれぞれ異なり、営農作目も多様である。共通していることは、特例農業法人は、特定事業者として区域計画が認定された参入企業に加えて地元農家等が何らかのかたちで参画していること。借入れ農地の一筆(一区画)面積が小さく、農地中間管理機構事業を利用してはいる(Amnakを除いて、経営農地が一回

地程度にとどまっていること。借入れでは、農地法第三条の賃借権、基盤強化法の利用権設定が多いが、一方で基盤強化法の使用貸借（使用収益権）も多く、「その他」を含めると、使用貸借が多いこと。農地の所有権取得も小区画の農地で取得面積も小さいことである。

たとえば(株)Amnakhは、農地中間管理事業による利用権設定等が六八筆、七・三三haで一筆（一区画）平均一〇・八a、特区法の法人農地取得事業による所有権取得が六筆、〇・六五haで一筆（区画）平均一〇・八aである。「その他」は、作業受託・経営受託など法的な権利設定がなされていないものとされているが、委託料や借地料のやり取りがなく、事実上の使用貸借で、二五筆、二・五四ha、一筆（区画）平均一〇・二haである(株)Amnakhについて詳しくは、秋山満報告）。

(4) 農業への信用保証制度の適用特例

養父市が設立した「養父市アグリ特区保証融資制度」については、農業分野の高度化と6次産業化を促進するための事業資金に対して、商工業とともに、兵庫県信用保証協会の保証が受けられるとの特例措置である。あわせて養父市は、信用保証料の補助と利子補給などの支援を行っている。

現在までに、①(株)クボタeファームやぶのトマト水耕栽培、②養豚事業の拡大、③菓子製造会社のイチゴ栽培

に、保証融資制度が適用されている。

(5) 旅館業法施行規則の要件緩和

歴史的建築物である木造三階建ての養蚕住宅群の空き家を活用して宿泊施設にする事業で、旅館業法施行規則の要件緩和の特例措置が適用された。木造三階建て住宅がそれぞれ独立しており、代替機能によって玄関帳場（フロント）を設置しなくても良いとする要件緩和である。

この特区事業では、一般社団法人ノオト（本部・兵庫県篠山市）が古民家の宿「大屋大杉」を二〇一五年一月にオープンした。

養父市大屋町大杉区には、木造三階建て養蚕住宅のほか古民家が残っており、地域産品を提供できるレストランを設置したり、集落内を観光施設として整備したりしている。

(6) シルバー人材の積極的な活用

養父市の二〇一四年度末の六五歳以上高齢化率は、約三五％である。高齢化の進む中山間地域において、シルバー人材を積極的に活用しようという事業である。

公益社団法人「兵庫県シルバー人材センター」が、高齢者（六〇歳以上が会員）に就業機会を提供する活動をつづけている。

そのひとつが、養父市内の蛇紋岩地帯の棚田など二・八六ha（うち田二・一ha）を借り受けて、有機無農薬米

「温石米」を栽培する取組みである。二〇一〇年から取組み、「温石米」は一二年に商標登録した。

借り受けた畑では、ニンジンなどの野菜栽培に取り組んでいる。また、棚田四三aでは、シルバー人材センターが棚田オーナー制に取り組んでいる。

国家戦略特区事業では、農業参入企業であるクボタeファームに地元の高年齢者を派遣している。高年齢者の派遣業務の場合、週二〇時間の上限が設けられているが、これを週四〇時間に引き上げる特例措置が適用される。

野菜の集出荷場にもシルバー人材センターの会員を派遣している。

しかし、シルバー人材センターの派遣業務で、国家戦略特区事業の特例（週四〇時間）を適用した事例はいままでにないという。シルバー人材センターの就業は、有機栽培米の取組みや棚田オーナー制の運営といった独自事業のほか、地域の農地を維持するための畦畔の草刈り・水管理など請負業務が多い。会員高年齢者の就業の多くが、独自事業や請負業務であるという。

3 養父市の国家戦略特区事業をめぐる論点

養父市の国家戦略特区事業をめぐる論点について、簡単にまとめておきたい。

(1) 一般企業の農業参入の効果

養父市は、国家戦略特区事業により一般企業の農業参入を受け入れて養父市創生を実現しようとしている。第一の論点は、一般企業の農業参入が効果をあげているかどうかである。

役員一人以上が農作業に従事している場合には「農業生産法人」（農地法二〇一五年改正後は「農地所有適格法人」とみなすという「特例農業法人」の事業によって一社が参入し、現在、一〇社が農地を借入れて営農している（表2、表3）。

また、国家戦略特区法一六年改正によって、農地所有適格法人（農業生産法人）以外の一般企業等にも、農地の所有権取得が養父市内（特区内）に限って認められ、四社（うち二社が特例農業法人、二社が農地所有適格法人以外）が農地の所有権を取得している（詳しくは（2）で後述）。

養父市が一般企業の農業参入を受け入れる目的は、耕作放棄地の再生にある。農業参入した一三社合計の営農面積二七・一六haのうち、従前の状況が耕作放棄地は二・五四ha（営農面積の九・四％）、耕作放棄地予備群ともいえる不作付地は二二・九四ha（同四七・六％）である（表3）。

農業参入した一般企業等の営農面積の五七％は従前の

状況が耕作放棄地・不作付地であり、一般企業の農業参入は効果をあげているとわかっていい。

とくに(株)Amnak(⑨)は、養父地区能座集落の不作付地を借入れて、能座集落内の不作付地は解消されている(詳しくは、秋山満報告)。また、面積は小さいが、(株)マイハニー(2)、(株)三天(4)は全部が耕作放棄地・不作付地であり、(株)アグリーノベーターズ(8)も大半が耕作放棄地・不作付地である。

これに関連する論点は、一般企業の農業参入が、地域の土地利用計画に位置づけられているのか、地域全体の生産力発展や所得増加にむずびついているのかどうかである。

農地中間管理機構事業(中間管理事業)を実施する場合は、「人・農地プラン」が指針となる。養父市の場合、「人・農地プラン」を策定しており、農業参入の一般企業等は農地の受け手として位置づけられている。「人・農地プラン」は、地域の土地利用計画や地域農業の将来像を描くという意味では不十分であるが、一応の土地利用計画に裏打ちされているとわかっていい。

国家戦略特区法では、養父市という特区において、一般企業等の特定事業者が、役員の最低一人が農作業に従事する等の一定要件を満たした「特例農業法人」を組織して、農地の借入れ等により農業参入する仕組みであ

る。特定事業者といえども農外の企業等であるから、「特例農業法人」が農業生産法人とみなされる場合も、農外からの出資は議決権の二五%以内という要件を満たす必要がある。特定事業者は、議決権の二五%以内の出資にとどめ、地元農家等の参加によって「特例農業法人」を構成していった。(農地法一五年改正によって、認定農業者等であれば農外からの出資が議決権の五〇%未満までとなった)。

養父市特区の特例農業法人一社は、すべて地元農家等とともに組織された法人である。特定事業者(一般企業等)だけが特区事業を推進しているわけではない。地域全体の発展にむずびついているかどうかは、地元農家等がコミットしている度合いによるように思える。

(株)Amnakは、特定事業者の山陽Amnak(株)と能座集落の高階農業会長(農事実行組合長)など地元農家等が組織している。高齢化が進み休耕田が増加するなど、このままでは能座集落がなくなるという危機感から、農業会総会で参入企業受け入れを決めたという。休耕田再生や獣害対策など地域の農地を維持することは、「今や企業だけでもコミュニティだけでもできない」と高階農業会長が話したことは印象的である。

(2) 一般企業の農地所有権取得の意味

第二の論点は、一般企業等による農地の所有権取得を

可能にすることの意味である。

養父市特区において、条件付きとはいえず、「農地所有適格法人」（農業生産法人）以外の一般企業等による農地の所有権の取得を可能にしたことは、農地法制に穴をあけたことになる。これが一般化すれば、最終的には、農地もまた、一般土地市場のなかに投げ入れられることになる（国内外に過剰資金があふれるなかでは、一般土地市場のなかに投げ入れられた農地もまた、投機の対象となりかねない）というのが論点である。

養父市特区において農地の所有権を取得した㈱Amnak(⑨)も㈱やぶの花(⑦)も、農地法一五年改正後は「農地所有適格法人」の要件を満たしている。兵庫ナカバヤシ㈱(⑫)も、農地の借入れ等をしており、「農地所有適格法人」を組織することは可能である。

「農地所有適格法人」以外の一般企業等に農地の所有権取得を認めた理由は、「所有権が持っている全面的機能を活用した営農」「長期的・安定的に地域に根付いた事業展開」が可能になるということである。

農地の所有権取得面積は、四社合計で一・三四haと小面積である(表3)。農地の所有権取得面積は、㈱Amnak(⑨)では営農面積の六・二％、兵庫ナカバヤシ㈱(⑫)では七・四％にすぎない。㈱やぶの花(⑦)でも三四・七％である。

農地の所有権取得の理由は、㈱Amnakの場合、「撤退の警戒感があり、地域に根付いて長期安定的に経営することを証明したもの」という。兵庫ナカバヤシ㈱の場合は、「土地所有者の要望で買い入れた。三〇aを試験圃場として使っている」。㈱やぶの花の場合は、「いくらでも貸してくれる農地があり、借りた方がいいが、多年草のリンドウ栽培では一〜二年で返してくれといわれても困るので、買い入れた」という。

(3) 農業委員会の農地法第三条許可の市長への委任

第三の論点は、農業委員会の農地法第三条第一項の許可業務を市長に委任することをめぐる問題である。

一五年改正前の農業委員会法の体系は、「公職選挙法に準じた選挙によって農民代表として選ばれた農業委員が、独立した合議制の行政執行委員会を組織し、農業生産にとってなくてはならない農地を自主管理する」というものであった。

農地法第三条第一項の許可業務の市長への委任は、この法体系を崩すものであった。

市長への業務委任は、耕作放棄地再生・農地流動化のためとされている。

『農業委員会活動の活性化と「見える化」』(養父市農業委員会の取り組み) (兵庫県農業会議 二〇一三年)によれば、耕作放棄地の解消のため、養父市農業委員会

は農地パトロール活動を強化し、重点地区を設定し、意向調査・個別指導など重点指導を行っている。遊休農地解消の二〇一二年度の重点指導結果は、意向調査をつうじた相談・助言により対象者一七七人、対象農地一九・一haのうち、六〇人、七・九haで改善がみられ、個別指導等により対象一一七人、対象農地一一・二haのうち、四九人、四・六haで改善がみられたとしている。農業委員による旧四町の地域ごとの農業振興についての協議や世話役活動など活発な活動がみとれる。

国家戦略特区事業による農地法第三条第一項の許認可業務の市長への委任の結果、申請から許可に至る期間の大幅な短縮、申請・許可件数の増加などの成果がでている（安藤光義報告）。

一方、農業委員会法一五年改正によって、必須業務の農地法等法令業務に加えて、改正前の体系では任意業務であった「農地利用の最適化」（担い手への農地集積、耕作放棄地等の解消、新規就農の促進等）が必須業務となった。農業委員は市長の任命制となり、農業委員会が任命する農地利用最適化推進委員が新設された。農業委員・農地利用最適化推進委員が「農地利用の最適化」に向けた活動を本格化させている。

養父市農業委員会も「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を一七年九月に策定した。遊休農地の増大

が今後も懸念されるなかで、国家戦略特区事業で企業を担い手のひとつと位置づけ、同時に新規就農者の受け入れ、認定農業者や集落営農組織の育成を図っていくとした（養父市H P、農業委員会による）。新制度下の農業委員一三名、農地利用最適化推進委員二二名は四地域（旧町）内を一二〜一三の担当区域に分け、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用集積・集約化、新規就農促進のための活動を開始している。

市行政の長（市長）に農地法第三条第一項の許認可業務を委任することには、法制度上の議論がある。実態上も、農地の貸借が使用貸借（使用収益権）を多く含むのであるから、合議制の行政委員会でなく「市長」という一機関に許認可を委任してしまうことには、大いに議論があるところである。しかし、市長が許認可業務を行うとなると、許認可に至る事務は市長部局の職員が行うことになる。実態としては、農業委員会事務局を兼ねる農地政策課を中心に事務処理を行っている。農業委員・農地利用最適化推進委員の地域での活動を市長部局が支え、活力を与えていくことが課題である。

(4) 国家戦略特区制度にかかわる問題

第四の論点は、国家戦略特区制度の問題である。各区域計画は、総理大臣が議長である国家戦略特区諮問会議が審議した上で、総理大臣が認定する仕組みである。区

域計画の変更が国家戦略特区法の改正まで含む場合は、与党との調整を経て、国会審議にかけられるが、いったん特区法が改正されれば（総理大臣―国家戦略特区諮問会議）の枠組みのなかで処理されることになる。

問題は、国（とくに特区諮問会議）の政策内容と地域の実態とがずれていることである。

「特例農業法人」事業も、一般企業等を農業参入できる「特定事業者」として区域計画で認め、「特定事業者」が一定割合で出資して地元農家等とともに組織する法人を一定要件の下で「特例農業法人」として認定する仕組みである。地元農家等の参画がなければ、「特例農業法人」は成り立たない。

特区諮問会議は、区域計画で一般企業等を農業参入できる「特定事業者」として認めたことを前面に出して喧伝している。しかし、企業だけでは「特例農業法人」も成り立たない。養父市の実態は、一般企業等を「担い手」とするとしても、これを受け入れる地域コミュニティの活動がなければ、その十分な運営も成り立たないことを示している。

養父市特区内に限り一般企業の農地の所有権取得を可能にしたことも、四社のうち二社は、農地を所有することのできる「農地所有適格法人」としての要件を満たしている。残りの二社も「農地所有適格法人」を組織する

ことが可能である。

シルバー人材センターによる高年齢者の派遣労働における就業時間引上げの特例も、実際には特例適用は行われていない（次号、神山報告）。

〈国家戦略特区諮問会議〉は、いわゆる岩盤規制に穴をあけることを目的としている。養父市は、国家戦略特区事業を利用しながら「養父市創生」を図ることを目的にしている。国家（というよりも〈特区諮問会議〉）と地域（養父市）との目的（思惑）の相違が、実際の事業実施にみられるズレを生じさせているとみられる。地域の実態に即した政策こそが必要であると思う。

国家戦略特区事業と農業委員会

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

安藤 光義

1 はじめに

兵庫県養父市は国家戦略特区の指定を受け、農地流動化の促進を図り、企業参入を進めるための規制緩和を実施している。人口減少と条件不利地域を中心に農地の荒廃が進んでおり、危機的な状況を突破するための取り組みである。

「養父市では自分の農地を守ることさえできなくなっている。ただでもいいから耕してくれ」という状況である。地域の人たちのためになるのなら」ということで条件のよくないところや荒廃地に入ってくる企業もある。この企業は地域コミュニティの一員となってくれ」というのが養父市の説明だった。「水田を切り拓いて出来たむらの集まりが養父市。農地を守れなくなると社会も守れなくなってしまう。農地を守ることが地方創生につながるっていく」という考えがその背景にある。

ここでは農業委員会に関する規制緩和の実情を簡単に記すことにしたい。

2 農業委員会の役割の見直しと新体制への移行

養父市では、市と農業委員会の合意に基づき、市内全域の農地について、農地法第三条第一項本文に掲げる権利の設定または移転に係る農業委員会の事務の全部を市長が行うことになった。また、これに合わせて養父市役所に農地政策課が新設された。農業委員会と一緒に農地流動化に取り組んでいる。

「地元の人たちからすると農業委員会というのは敷居が高い。書類を揃えて提出すれば済まないところがあ。地元の間関係や地元政治が農地の流動化に入り込むことがないようにしたい」というのが狙いである。

「農業委員会の活動が停滞しているというわけでは決

していない。農業委員は耕作放棄地が出ないよう熱心に活動していた。荒れそうな農地をパトロールで見つけ、それを耕してくれる人につなぐことで遊休化するのを防いでくれていた」というのが農業委員会に対する認識である。「農地の権利移転に係る許認可事務をするのではなく、農業委員には地元の農業振興のために働いてもらいたい。そうした仕事は市が引き受ける。農業に参入したい企業と地元とのマッチングを市が行った後、その企業が地元を受け入れられるための支援をしてほしい。そこでは農業委員の協力が大きな意味を持つ」ということであった。農業委員は人・農地プランの作成にも取り組んでいる。

養父市農業委員会は二〇一六年一月一日から新体制に移行している。以前は二五人の農業委員がいたが、現在は一三人となった。このうち四〇代の人が一人おり、女性が二人いる。認定農業者は二人、それに準じる者が同じく二人である。農地利用最適化推進委員は一二人が選出されており、トータルで二五人は維持されている。

3 規制緩和後の農地流動化

表は、農業委員会ではなく市長が事務を行うようになってからの農地流動化の状況を示したものである。これによると利用権設定による賃貸借は一一九筆、一四・九

ha（二〇一四年）が、一五六筆、一七・八ha（二〇一五年）、一五五筆、一八・一ha（二〇一六年）、利用権設定の使用貸借は二七五筆、三一・〇ha（二〇一四年）が、

表 養父市の農地流動化の状況

	2014年度		2015年度		2016年度		2017年8月1日現在		
	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	筆数	面積	農地集積率
利用権賃貸借	119	14.9	156	17.8	155	18.1	550	61.2	4.0%
利用権使用貸借	275	31.0	233	21.4	395	36.0	1,342	119.8	7.9%
3条賃貸借	0	0.0	27	3.0	1	0.1	16	2.0	0.1%
3条使用貸借	0	0.0	11	1.3	2	0.2	286	17.6	1.2%
3条所有権	74	5.9	94	5.2	117	5.4	—	—	—
農地中間管理事業使用貸借	0	0.0	217	24.9	60	5.4	313	33.9	2.2%
農地中間管理事業賃貸借	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.0%
計	468	51.8	738	73.6	730	65.2	2,507	234.5	15.4%

資料：養父市提供資料

注1：利用権設定の使用貸借は農地中間管理事業の使用貸借を含まない数字

注2：3条所有権移転の2014年度の数字は農業委員会許可分を含む

注3：3条使用貸借の2017年8月1日現在の権利設定はほぼ全て親から子への経営移譲

注4：集積率の分母は1,520ha

注5：担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農経営等）に限った農地集積率は11.6%

注6：特区事業者の筆数は297筆、面積は234.5haで農地集積率は2.0%

注7：農地流動化のうち使用貸借は1,941筆（77.4%）、面積は171.3ha（73.0%）

二・三筆、二一・四ha（二〇一五年）、三九五筆、三六〇ha（二〇一六年）と増加している。養父市での使用貸借は、農地法三条によるものは経営移譲年金の受給に伴う親子間のものだが、利用権設定については小作料なしのものがあり、それが使用貸借として扱われている。

表には示していないが、事務処理期間も短縮されており、二〇一三年度は平均二六日だったのが二〇一六年度には一日になっている。許可申請件数も増加しており、二〇一四年度は三五件だったのが、二〇一五年度は六四件、二〇一六年度は四八件となった。制度が変更された二〇一四年一〇月から二〇一七年三月までに一三一件、一九・三haの許可がおりている。農地流動化に関する手続き上のハードルは大きく引き下げられたというのが養父市の認識である。

これ以外の規制緩和としては、二〇一五年四月から農地の権利取得の下限面積を一〇aに引き下げ、二〇一七年二月からは空き家に付属する農地であれば一〇a未満でも取得可能とする措置が講じられている。前者については、二〇一五年度は六四件の所有権移転があったが、そのうち二〇件が一〇a未満、二〇一六年度は四八件のうち一六件がそれにあたり、全体の約三分の一を占めている。後者については、まだ始まったばかりだが、六件の実績がある。このうち四件が市外からの転入者であ

る。こうした小規模な農家が農業を新たに始める場合には補助金も出している。「農家の裾野を広げ、農家の数を増やしていきたい」というのが下限面積引き下げの目的である。

4 おわりに

養父市のような条件不利地域では中山間地域等直接支払制度の支援を受けながら何とか農地を保全するのが一杯であり、何らかの制度的な制約が、規模拡大を目標としている農業経営体への農地集積を阻害しているような状況にはないというのが実情のように思う。問題は農地の受け手の不在であり、そうであるがゆえに企業の農業参入を促進するべく、農地の所有権の取得まで踏み込んだ規制緩和を求めてきたということなのだろう。

市と農業委員会の役割分担の見直しにより、農業委員と新たに設置された農地利用最適化推進委員が、人・農地プランの作成を通じた地元の農業振興にどれだけ積極的に関わり、成果をあげることができるかどうか。集落営農の設立さえままならないところが増えているが、農業委員と農地利用最適化推進委員の活躍によって、企業等の外部の力を借りながらも、地元が主体性を持った取り組みが今後も生まれてくることを期待したい。

土地利用型農外企業参入と中山間地農地利用再生の取り組み

―能座地区・建築関連企業(株) Amnakの参入事例―

宇都宮大学 秋山 満

1 はじめに

養父市は兵庫県北部の中山間農業地帯である。過疎化と高齢化による地域農業崩壊への危機感から、①農地流動化と耕作放棄地対策として外部からの担い手移植を意識した農業委員会機能の市長（行政）への権限委譲と、②高齢者の活用を意識したシルバー人材センターの規制緩和（後に全国展開）を当初提案として、国家戦略特区に手を挙げた。その後、上記に加えて、①農業生産法人の要件緩和（後に全国展開）、②農家レストランの農用地区域内設置への緩和（未活用）、③農業への信用保証制度の拡充、④歴史的建造物を活用した旅館業法の特例を付け加える形で、二〇一四年に国家戦略特区の指定を受けた。特に注目されたのは、企業による農地所有権取

得の特例（二〇一六年認可）であり、企業による農地取得の露払いとなるのではとの危惧も呼んだ。実績としては、参入企業一三社が貸借を中心に一八・六三haの農地取得を進めると共に、うち四社が一・三四haの農地所有権取得を行っている。こうした、参入企業による担い手の育成・活用の象徴的事例となっているのが市南東部の能座地区へ参入した建築関連企業（株）Amnakの土地利用型農業の参入事例である。耕作放棄地を復元した特区活用成功事例として、全国的に注目されている。能座地区における参入型土地利用型経営の育成と農地利用の再生に関してみていこう。

2 能座地区の概要

養父市は旧町四地区に分かれるが、市南東部の旧養父

町建屋地域に能座地区がある。現地に行くとかかなり急傾斜の山間農業地帯である。表1は、地区の概要を見たものである。二〇一七年総戸数三四戸、人口八七人、高齢化率四九・四％(市三六・二％)の山間過疎集落である。

農地面積は一六・六ha、水田は一四haだが、傾斜地のため法面面積が大きく、耕作地は半分ほどになる。地区内の農家は三四戸、うち農家らしい農家は酪農家と兼業水稻農家二戸のみで、他は自給農家、土地持ち非農家化している(二〇一〇年集落カードでは総戸数三六戸、総農家数二七戸、販売農家一四戸である)。高齢化率が五割に達し、親世代の流出に伴う少子化が進行(小学生三人)、限界集落化が進むとともに遊休地や空き家が発生しつつある状況であった。

能座地区はかなり急傾斜な元々の棚田地帯であり、二十世紀なしなどの作付もあったが、販売不振で中止、荒地化が急速に進展していた。九四年に悲願の圃場整備(二〇a区画)が完成したが、急傾斜地のため法面面積が半分(登記二・二千㎡↓水張り一千㎡)となり、草苺・水路管理等の管理労働が大変だったという。併せて鳥獣害被害対策として柵の設置・補修が必要であり、ムラぐるみでの耕地保全活動に取り組んでいた。二〇〇二年からは、中山間直接支払、多面的機能交付金を活用して休耕地・耕作放棄地の農会(生産組合)の共同管理に取

り組んでいた。しかし、離村の発生や、三分の二に及ぶ遊休地・耕作放棄地の増加、高齢化による共同管理作業への出役困難等により、集落管理活動の限界感・あきら

表1 能座地区の概要

戸数34戸、人口87人、高齢化率49.4%(市平均36.2%) 旧棚田地帯、94年ほ場整備(20a区画、傾斜地のため法面半分) 農地16.6ha、水田14ha(耕地7.8ha)、一時耕作放棄地3分の2に 酪農家と兼業稲作農家が2戸、他は自給型
2002年から中山間直接支払等による集落農地保全活動を継続 法面草苺、水路管理、鳥獣害柵の設置・補修、景観作物等
2014年国家戦略特区申請を契機に2年がかかりで企業とも連携して 遊休地再生事業に取り組み、中間管理機構とも協議
2015年現地法人Amnak設立(役員7人中地区代表4名) 人農地プラン・中間管理機構活用して7.7ha集積(集積率46%)
2017年現在 Amnak耕作地10.52ha 五万石・山田錦作付

注：市資料・ヒアリング・兵庫県中間管理事業資料より作成
参考：2010年集落カード
農家数24戸、うち販売14戸、農家人口46人、65歳以上39.1%

め感が広がっていたとい

う。こうした中で、二〇一四年、養父市が中山間農業国家戦略特区に名乗りを上げた。すでに農業部門を立ち上げていた三木市の建築関連会社、山陽Amnakが「養父で酒米づくりをした」と応募、同年養父を訪問し、市担当

者、集落関係者と現地視察を行った。翌二〇一五年三月、再度Amnak会長が現地を訪問、能座役員との面談を行った。話し合いの過程で現地に根ざした担い手となることを提案、三本の矢として①能座地区の休耕田ゼロを目指す、②事業を受け皿に定住者を呼び込む、③能座の酒米を原料にオール但馬で作った日本酒を海外へと呼び掛けた。地区役員は、「何もしなければ能座はなくなる」との危機感の下、三日後に能座地区総会で検討、「守ってきた農地が活かされる」とAmnakの受入を決定、併せて、ムラぐるみで二年がかりの遊休地等の復元再生作業に協力することを決定した。あわせて、他出者を含む農地権利移動の合意作りを図りつつ、人・農地プランの作成、農地中間管理事業の導入を通じて、企業の耕作体制に向けた準備を進めていった。

二〇一五年秋、現地法人Amnak(株)を設立、役員体制はAmnakから三人(会長、社長、現地職員)、能座地区役員四名の七人体制とし、定例役員会を年四回開催する形で地域の協力体制を作り上げていった。あわせて、従業員であったM氏(女性)が家族ぐるみで能座に移住、現地役員に就任することで企業の本気度を示す形となり、地域の信頼感を高めていった。復田への取り組みに連動して、能座地区の農地の過半を集積すると共に、近隣地域にも集積農地を拡大する形で経営耕地は一

〇haに達してきている。

以上、簡単に地区概要をみてきたが、参入企業の母体である山陽Amnak(株)に関して節を改めてみよう。

3 建築関連参入企業「山陽Amnak(株)」の概要

表2は参入企業の母体である建築関連企業「山陽Amnak(株)」の概要を見たものである。一九七三年に、兵庫県南部に位置する三木市での建築関連タイル販売事業として創業、八四年に販売会社が設立されている。

二〇一一年、世代交代で社長交代、創業者の会長就任を契機に社内ベンチャーとして農業事業部を設立した。二〇一四年にはリフォーム事業部を立ち上げ、社名を現行の山陽Amnakに変更、二〇一五年、養父市農業特区に応募して現地法人Amnak(株)を養父市に設立して今日に至っている。主要事業は建築関連のタイル販売とリフォーム事業が中心であるが、第三の柱として農業事業部がしっかりと位置付いている点に特徴がある。従業員は社員一八名、建築関連職人七〇名を抱えている。建築関連の仕事は波もあるので、農業事業部は女性を含む社員数名を確保すると共に、機械作業などは従業員一〇数名が農作業に従事する体制となっているようだ。

農業事業部の立ち上げには、現会長の強い思いがあ

表2 参入企業山陽Amnak(株)の概要(社員18名、関連職人70名)

1973年	兵庫県三木市でタイル販売事業開始
1984年	山陽タイル販売(株)設立
2011年	社長交代を契機に社内ベンチャー農業事業部設立
2014年	社名山陽Amnakに変更、リフォーム事業部設立
2015年	養父市特区特定事業者に認定、現地法人Amnak(株)設立
農業事業部の概要	
水田基幹的農作業受託業務、農産物販売 従業員女性含む13名農作業等従事 耕耘から乾燥調整、精米と米直接販売(ブランド名「山陽ほまれ」)	
2012年	3haからスタート、酒米山田錦作付にもチャレンジ
2015年	水稻30haに拡大、ライスセンター利用100ha達成 野菜部門(キャベツ・タマネギなど3ha)に進出 養父市農業特区に現地法人Amnak設立、従業員1名養父市移住
2017年	酒米山田錦、五百万石を現地酒造会社と提携し、 オリジナルブランド酒「能座ほまれ」「但馬ほまれ」製造 将来は東南アジアを中心に海外販売を目指す
農地	三木市で農地中間管理機構担い手に登録(50ha拡大希望) 養父市で農地中間管理機構担い手登録(2ha拡大希望)

注：山陽Amnakホームページ、市資料、ヒアリングより作成

る。会長は農家の生まれであり、現在も神戸の実家は米を生産している。社会に貢献できる仕事として、農業を夢のある仕事にしたいと、社長交代をきっかけに念願の農業事業部を立ち上げた。二〇一二年より水田基幹作業の受託事業として3haからスタート、一三年にライスセ

ンター、精米機器・貯蔵施設を設置し、米の集荷と販売事業にも取り組んでいった。産地直送米販売としてPB商品「山陽ほまれ」を立ち上げ、生産から販売までの体制整備を図っていった。あわせて、付加価値販売を睨んで酒米山田錦を作付、地元酒造業者と提携したオリジナルブランド日本酒の製造に取り組んでいった。二〇一五年には水稻作付三〇haに拡大、ライスセンター利用も一〇〇haに達した。農作業の周年化として野菜生産にも着手(キャベツ・タマネギ各一・五haなど)、地元スーパーとも提携販売する形で業務範囲を拡大している。

以上、Amnakの養父市への農業進出は、国家戦略特区を契機とした新規農業分野への進出ではなく、こうした事前の農業事業部の着実な取り組みの延長上にある点特徴的である。付加価値部門としての日本酒生産に当たり、三木市と作期の異なる昼夜温度差のある適地を探っていたのである。養父市の国家戦略特区認定は、国家的支援による有利な農業進出のきっかけとなると共に、作期の異なる水田の確保は、農業機械・施設の有効利用として、三木市からの通い耕作を想定していた。現地への職員の希望移住を別とすれば、実際に当初三年間は、重機、農業機械、ライスセンター施設の利用は、三木市の資本装備の有効活用として行われた。現地への投資は、三年目の二〇一七年になって能座のライスセンタ

建設が初めてである。また、もう一つの狙いは、国家战略特区のネームバリューによる宣伝効果も視野に入れていたと思われる。酒米の山田錦と五百万石を地域分担的に計画的に作付すると共に、現地酒造業者と提携したPB日本酒商品「能座ほまれ」、「但馬ほまれ」を開発、輸出も視野に入れて二〇一七年から本格的販売に着手している。養父市への進出は、新規参入というよりは、計画的進出・事業規模拡大戦略の具体化だったとも評価できる。とはいえ、農業進出はリスクが多い。今回調査では会長のヒアリングは出来なかったが、耕作放棄地の復元と農外企業の進出定着には、地元住民と行政の全面的な協力体制と共に、先に見た会長の農業に対する強い思いがある。Amnakとしての本気度が示されているとよい。

4 能座地区への農外企業参入と地域の取り組み

表3は、能座地区における農外企業参入と地域の取り組みの概要を見たものであり、図1は進出企業の農地集積動向(二〇一七年)を示したものである。二〇一四年の特区指定を契機に、山陽Amnak会長の現地視察、翌年三月の現地面談での受入受諾に関しては、先に触れた。現地の強い危機感と進出企業の進出意欲がその背後にある。

進出決定に当たりすぐに問題になったのは、遊休地が広がっている中での水田の復元作業である。山陽Amnakが社員を引き連れ重機を持って現地を訪問すると共に、役員を中心に地元農家一〇数名が共に出役して共同で復元に当たった。中には一〇数年放置されていた遊休

表3 能座地区での現地法人Amnak(株)と地域の取り組み

2013年	養父市農業特区申請
2014年	養父市中山間農業特区認可 山陽Amnak現地視察
2015年	山陽Amnakと能座地区役員面談 能座地区総会で受入決定 2年がかりで会社と現地住民で遊休地再生に取り組む 農業生産法人Amnak(株)設立 Amnak3名、能座役員4名の7人役員、年4回役員会 社員1名(現地役員)が家族を連れて能座に移住 能座地区 五百万石(酒米)、1.4ha ゆうだい21 1.3ha作付
2016年	中間管理機構を活用して農地集積、隣接地区への貸借拡大 能座地区 70枚 7.8ha(水張り5.5ha) 五百万石に一本化 建屋地区 23枚 2.3ha(水張り2.4ha) 新町地区 1枚 0.1ha 計 94枚10.2ha(水張り7.9ha)
2017年	ライスセンター30石×5基設置(周辺住民も利用) 平成29年現在 農地権利関係 五百万石・山田錦作付 法人所有権取得 6筆 0.65ha 中間管理機構 68筆 7.33ha 使用貸借等 25筆 2.54ha 計 99筆 10.52ha オリジナル酒「能座ほまれ」「但馬ほまれ」販売

注：市資料・ヒアリング、山陽Amnakホームページより作成

図1 (株)Amnakの耕地営農状況 (太線)



注：市資料より一部変更して作成

地もある中、ほ場の石拾い、法面や水路の草刈に加えて、周辺地の樹木や竹刈りを行い、不要な畦畔の撤去と畦畔や水路の補修も行った。また、鳥獣害の激しい地域なので、古い防獣策を撤去し、新しい防獣策を設置すると共に、捕獲用の罟等も設置していった。こうした復元作業には、県の遊休地復元再生資金(五万円/一〇a)を活用したが、遊休地判定によっては支援を得られない土地もあるため、別途、市単独の三万円/一〇aの支援も行った。中山間直接支払い、多面的機能交付金、鳥獣害対策費などもうまく活用したようだ。こうした共同の復元作業が、地元農家、進出企業、行政等の相互信頼を強める契機となった。その後の社員の希望による家族を引き連れての現地移住が、その本気度の証として受け止められ、地域の信頼を高めていった。なお、移住した社員は、地域の空き家を住居として活用すると共に、農作業のなくなる冬場は提携する酒造会社に従事している。

二〇一五年初年度は、復元した農地を中心に、酒米五百万石一・四ha、ローソンと提携したゆうだい二一を一・三ha作付けた。機械・施設は三木市からの移動利用のため、耕耘や代掻き、草刈等で会社の手の回らないところは、地元の農家が全面的にバックアップする形で乗り切っていたという。復元の完了した二〇一六年には、能座の七〇筆七・八haに加えて、隣接する建屋地区

二三筆二・三ha、新町地区一筆〇・一ha、合計一〇・二haへと順調に作付地を拡大している。本格化する日本酒造りに備えて作付は全面五百万石に切り替えている。二〇一七年には待望のライスセンターをパワーアップ事業を活用して地元設置、近隣の農家の施設利用も行っている。また、地元酒米を利用したPB日本酒「能座ほまれ」「但馬ほまれ」も商品化し、六次産業化へ向けた本格的段階に向かいつつある。

営農体制確立に向けた農地利用調整に目を向けよう。

水田復元に取り組みつつ、進出企業への農地集積に向けて、他出者を含む地権者との土地利用調整が課題となった。地元役員の声として、「ギリギリのタイミングだった」という指摘がある。これより遅れたならば、相統の発生により他出者等への連絡が切断し、声かけすら難しくなっただろうという。全国的に所有者不明農地が広がりつつあるが、高齢化の進む中山間過疎地においては、まさに現在の深刻な問題である。他出者を含めた農地所有者への声かけと共に、合意作りにおいては地元役員層のネットワークが重要な役割を果たしたといえる。現実の農地利用調整に当たっては、人・農地プランの策定と共に、動き出した農地中間管理機構の活用を行った。国家戦略特区ということもあり、煩わしい書類作成などは県公社や行政の全面的支援を受けている。

こうした農地の公的管理の進展の背後には、農地所有の空洞化がある。小作料水準は三千円/一〇a程度まで下がり、現実の貸借では使用貸借が七割程度を占めているという。農地価格も一〇〜二〇万円/一〇aにまで下がり、農地の資産的価値は急落している。国家戦略特区の注目点は、企業による農地所有解禁だが、こうした農地市場条件のもとでは、企業の農地取得は必ずしも採算に合わない水準となっている。また、養父市の場合、進出企業による農地転用の機会はほぼ想定しづらく、こうした恐れのない地域としてよい。そうした中での農地所有解禁であるが、出し手の販売ニーズが少なからずあるとともに、参入企業の立場からは、長期安定農地の確保と共に、地域コミュニティの一員になる覚悟を示し、「農地を購入することで、農業参入の本気度を示す」ためという返答であった。この答えは他の農地取得企業もほぼ同じものであり、経営的な農地所有の有利性というよりは、必要悪としての農地所有の選択である。規制改革会議等の経営上の必要性等の議論とは、実態はその意味づけが異なっているように思われる。なお、農地の流動化に当たり、利用権設定や中間管理機構の活用と共に、面積は少ないが農地法三条や所有権移転等が使い分けられているが、こうした権利関係の使い分けは今回の調査では十分把握することが出来なかった。今後の課題

としたい。

5 農外企業参入の成果と地域農業の課題

養父市における国家戦略特区への取り組みとして、土地利用型参入企業の事例を能座地区を事例に足早にみてきたが、①短い期間に一〇haに及ぶ遊休地復元を行ったこと、②地元農家、進出企業、行政の三者が連携を強化し、農地の保全体制と進出企業の定着基盤を確立してきた実績は、現地の耕地条件を考慮すると、非常に高く評価できる成果である。

加えて、遊休地復元を契機に、企業も連携する形で地元の話し合いが強化され、むらづくり委員会主催の懇親会やお祭りの復活、福祉委員会主催の交流会等が活発化した点も、地域おこしの観点から重要であろう。さらに、今年度からは進出企業が提携するスーパターの従業員農業体験研修先として、都市住民とのボランティア交流も広がってきている。進出企業受入を契機に、地域住民の自信と誇りを取り戻す形で、地域の農業構造と活力が一新されたとしてよい。

そうした高い評価の一方で、いくつかの課題も見えてきている。

第一は、進出企業の経営基盤は、法面の草刈や水路管理等、地元農家の協力体制の下でその継続性が担保され

ている。高齢化の進行の下で、こうした地域の支援体制が徐々に弱体化する可能性が高いが、企業体だけの体制でそうした体制カバリーが可能かどうか問題となる。従業員の現地移住等はなかなか見込めない中で、地元雇用も含めた従業員対策と共に、長期的には公共的な支援システムの確立が必要となる。

第二は、農地管理体制の強化である。相続の発生に連動して、地元との関係が切断了り相続人や所有者不明農地の発生が危惧される。流動農地を県一本の中間管理機構で管理することには無理があり、世代交代に連動して、市町村や現場レベルでの農地情報の管理体制の強化とストック保有体制の強化が求められよう。農業委員会やJAの役割の再評価が必要である。

第三は、企業への所有権取得解禁の評価である。国家戦略特区による企業参入への取り組みを契機に、農地利用体制が再建強化された点は高く評価できるが、企業の農地所有権取得は現場を見る限り必要悪としての農地所有であり、経営的有利性確保の誘因は少ないように感じられる。転用機会の少ない養父市の場合、副作用も少ないと判断できるが、都市部を含む拙速な全国展開には、問題が多いように感じられる。企業における農地所有権取得の意味を吟味すると共に、少なくとも中山間地等の地域限定を課す方向での検討が必要であろう。

やぶファーム(株)

―意欲のある人達だけで立ち上げる―

東洋大学名誉教授・国際農政研究所代表 服部 信司

やぶファーム(株)が設立されたのは、二〇一五年六月。養父市にオリックス農業の植部工場が設立された二〇一四年二月から一年四か月後である。

1 設立の経緯

やぶファーム(株)代表取締役であり、その生産者でもある堀井克夫氏(写真1)によれば、設立の背景は、次のようなものであった。

「個人で農業を行うのでは今後に不安を感じるようになった。集落営農の話もあったが、集落営農では、集落の全員が入るので、あまりにもいろいろな人(意欲のある人も、ない人も)が入りすぎる。農業に意欲のある人みみなで(農業に意欲のある人だけで)立ち上げたい」。農業で生きていこうと真剣に考える人の考え方であった。

2 資本金四〇〇万円の出資者と出資比率

やぶファーム(株)資本金四〇〇万円の出資者は、オリックス二〇%、JAたじま二五%、個人三人五〇%、やぶパートナーズ(六人)五%(表1)。堀井氏は、個人三人のうちの一入であろう。

3 正規の従業員は五人

正規の従業員は、地元農家三人、オリックス一人、JAたじま一人の五人(表2)。地元農家三人は生産に携わり、オリックスとJAたじまの各一人は経営・管理に携わっている。

作業は、この従業員五人とパート一六人で行う。

なお、オリックスでは、植物工場の担当者も含め、養父市に三人が常駐している。

やぶファーム(株)―意欲のある人達だけで立ち上げる―
(写真1)



やぶファーム(株)：代表取締役であり生産者の堀井氏

設立から約二年たつが、現在、利益は出ていないという。五―一〇年後には、黒字にしたいとの展望を持っている。

山本柱司マネージャーは、二〇―三〇年後を考えて、

5 現在、利益は出ず、五―一〇年後の黒字を展望する

現在の経営面積は三・六ha。昨年は、大豆二ha、ピーマン〇・六ha、ニンニク〇・三haの作付けを行った(表3)。その土地はすべて借地。地代は一〇アール三〇〇〇円、地主は一〇数名に及ぶ。貸借は、すべて地主個々人との関係である。間に、農協などの組織は入っていない。

4 経営面積三・六ha

(表1) やぶファーム(株)の出資者と出資比率

出 資 者	出 資 比 率 (%)
オリックス	20
J A たじま	25
個人3人	50
やぶパートナーズ(6人)	5

(表2) やぶファーム(株)の社員(従業員)

内 訳	人
地 元 農 家	3
オリックス	1
J A たじま	1

(表3) やぶファーム(株)の経営面積

品 目	ha
大 豆	2
ピーマン	0.6
ニンニク	0.3

多角化をしていきたい、としていた。五―一〇年後の黒字、二〇―三〇年後を考えての多角化。いずれも、長期ヴィジョンである。じっくりと腰の据わった展望である。そこに、本格的に、農業に取り組んでいるオリックスの姿勢が示されている。

やぶの花

——花卉卸売企業の農業への参入事例

加瀬 和俊

農地所有方式での企業の農業参入の事例として、本稿では花卉生産を営む株式会社「やぶの花」について、その概況を整理したい。

1 発足の経緯——企業の意図と地元農家の意向

「やぶの花」は姫路生花卸売市場における卸売業者である株式会社「姫路生花卸売市場」が養父市の花卉農家と組んで設立した切り花生産企業である。株式会社「姫路生花卸売市場」は卸売業者の単数制をとっている同市場の卸売業者であり、一九五四年に設立され、現在の従業員は約一五〇人と公表されている。取扱額は切り花で八〇億円、鉢物で三〇億円前後であり、生花卸売業者としては全国の一・二五者中で第六位に位置しているという。同社の仕事をホームページの求人情報で見ると、切花のセリは月・水・金曜日の朝七時半から、鉢もののセ

リは火・土曜日の九時から実施されており、切花のセリがある日には従業員は五時に出動して入荷商品の整理、商品配送の準備等を関係スタッフ総出で行っているという。同社が集荷に努力している様子について同じホームページは、「産地担当者（主にセリ人）は自分で計画をたてて生産農家を訪ね、花の育成状態を見たり、生産依頼をしたり、生産者とコミュニケーションをとり、より良い品質の花を集荷できるよう努めています。また新しい出荷者・花を求め情報の収集や提供を日々行っています」と説明している。同社の地元である兵庫県は、かつては全国有数の花卉産地であったが、近年ではその地位を落として来たので、それを復活させる努力を払いつつ、他方ではベトナムで産地化を進めて輸入を増やすなど国際的な調達網も作りつつある。

国内他産地からの集荷上の問題点として同社が認識し

てきたことは、主産地である東北地方から京阪神地域へ出荷されている生花の多くが近隣の大手市場である大阪鶴見花卉卸売市場などに吸収されてしまい、姫路まで来ないという事態であった。この弱点を克服するために近隣の農村部で花卉農家が増加することを期待してきたが、特に切り花として夏のリンドウの産地を身近に育成したいという希望を強くもっていた。

同社によると養父市は花卉産地として好条件を有しているという。具体的には現在同社が圃場を入手している養父市大屋町和田地区は地理的条件において昼夜の温度差が大きいので、花の色がよくなるのだという。こうした判断と希望をもって同社にとっては、企業が生産過程に進出でき、農地も所有できれば、生産の長期計画も立てられるので好都合であると感じられた。特に地元農家と協力して新会社を作って農地を入手して生産を行えば、自治体の協力を得る面でも、他の花卉農家を育成する面でも利点が大きいと考えられた。企業の農業参入に対する養父市の積極的姿勢はこうした希望と状況判断をしていた企業にとって、得難いチャンスであったといえる。

これに対して地元農家側にとっては、出荷先の卸売会社と一体となることは、市場動向を知り、有利な条件で販売することによって個人経営の枠を超えて事業規模を

拡大できる点で魅力的であった。新会社「やぶの花」の役員になっている高木さんは、一九九四年に県が実施した第一回目の新規就農者事業に応募して採用され、養父市に居住するようになり、花卉生産農家として姫路生花卸売市場にも出荷してきた方である。今は近隣で花卉農業を営んでいる六戸の農家の切り花を高木さんが仲介して姫路市場へ出荷しているなど、卸売会社とのつきあいも深く長いという。企業が農業に参入する場合、こうした積極的な農家との親密な関係を事前に持ち得ていたことが、明らかに有利な条件となっていた。

2 発足と現状

新会社「やぶの花」の設立は二〇一五年二月（養父市が国家戦略特区に指定された二〇一四年九月から五か月後）、出資は卸売市場が八五％である。「やぶの花」が利用している農地は全部で〇・八八haで、その内訳は利用権設定〇・五九ha、賃借権〇・〇四ha、所有権取得〇・二五haである。農地は大きくは二か所（大屋町和田、八鹿町朝蔵の二か所）からなるが、全部で九筆に分かれている。地元農家と一体となって新企業を作り、行政の支援を受けたことは、農地の入手が極めてスムーズに進んだことにも表れている。

農地はいくらでも借りられる状態であるが、所有者が

らは買ってくれと頼まれるという。それは所有者が都会に居住しているため、耕作放棄地が迷惑資産にならないうちに売却してしまいたい意向が強いからだという。卸売会社からは卸売会社の常務が現地担当として毎日現場に通動しており、彼と高木さんとがパートの雇用者と一緒に作業をしており、土曜・日曜は休みにしている。

栽培対象はリンドウが中心で小菊がこれに加わる。積雪地帯での露地栽培なので、作業は春から始まり、リンドウは六月～八月が出荷期、小菊も定植が五月、出荷は夏である。なお、高木さんは「やぶの花」の常勤の取締役となっている。

3 見通しと評価

両氏の判断では希望すれば農地は借入・購入どちらでも入手できるので、労働力が調達できれば生産量は増やせるという。経営的な成功の見通しは大丈夫かとうかがうと、高木さんは強い調子で反論した。特区について批判的な人たちはそうした問題をしばしばいうが、一般の経営体にも失敗があるのだから特区による経営体にも失敗がないとは言えないし、結果として撤退することもあり得るが、それを理由に特区に反対するのはおかしいという趣旨である。この点は市長さんの主張と同じであった。新しい試みのために地元で議論・調整を続けてよう

やくここまできたという立場に立てば、その心情は十分に理解できる。

計画によれば設立四年度（二〇二〇年）の目標は営農面積一ha、売上一〇〇〇万円、雇用二人を目標しているので、農地の購入・借入はほぼ目標に近づいたことになる。今後もしリンドウを主力とし、それを「たじまりンドウ」としてブランド化することを目指しているという。

この事例から見ると、全国的な影響の大きい特区という制度的枠組みが不可欠であったとはいえないようにも思われるが、企業が参加に意欲を固め、幹部の一人を現地に張り付けるといふ決断をするためには、特区という高い位置づけが有効に働いたことは否定できないだろうし、農地法の直近の改訂内容も含めて「利用できる仕組みは何でも利用して」、消極的には耕作放棄地の解消へ、積極的には新しい経営的可能性の追求へ向かっていきたいという参加農家の意欲は実感することができた。

聞き取りのための時間が短く、地元農家が新しい経営に基幹的な労働力として参加することによって従来からの自分の経営部分を縮小したのか、新しい経営に組み入れた部分があるのか、あるいは初期投資と補助金の関係、農地価格と売り手の性格など、機会があればうかがいたかった論点がたくさん残ってしまった。

投稿

農業潰しの象徴的制度・収入保険制度 ——農業収入保険制度は家族農業経営安定につながるか——

秋田県大潟村 坂本進一郎

今、安倍自公政権は農業収入保険制度の導入を目指して暗躍している。しかしその制度は、盆栽技術のように細かいくせに、制度の中身そのものはわかりにくい上、独善的で農家と血が通っていない。

この制度には見本がある。収入減少影響緩和対策（通称ナラシ対策）である。しかし、この「ナラシ対策」に比べても、収入保険制度ははるかに見劣りする（それについては折りに触れて伸べる）。収入保険制度の目的は、米価下落時の補填（セーフティネット）である。そのため収入保険制度は骨子を次のように唱っている。曰く「その年の販売収入が基準収入の九割（補償基準額）を下回った場合、下回った額の九割（このかけ率のことを「支払率」という）を補てんする」

これではわかりにくい。例示しよう。この年の販売収

入は七〇〇万円、基準収入は一〇〇〇万円とする。そうすると、この年販売収入は三〇〇万円の減収ということになる。ではこの年の補填額はどうか。次のようになる。まず「補填基準額」を出す。その金額は基準収入に〇・九（支払率）掛けしたもので、一〇〇〇万円（基準収入額）×〇・九＝九〇〇万円（補填基準額）となる。販売収入額が七〇〇万円だから、補填額は（九〇〇万円－七〇〇万円）×〇・九＝一八〇万円となる。つまり「下回った額」の九割補填でなく、「補填基準額」を下回った額に対しての九割補填なので補填基準額である九〇〇万円からの減収分しか補填対象にならない。この結果、三〇〇万円でなく一八〇万円しか補填対象にならないと言っているのである。この算式は纏めると次のようになる。

(一〇〇〇万円 \equiv 基準収入 \equiv) \times 〇・九一七〇〇万円 \equiv 販売収入 \equiv \times 〇・九一八〇万円。九掛けが二回も出て来るので補填率は、実質〇・九 \times 〇・九 \equiv 〇・八一となる。なぜ九掛けの「支払率」が突然出て来るのかわからない。しかも、補填金の四分の一(二五%・推定)は農家負担(農家積立金)であり、その結果補填金一八〇万円のうち農家は四五万円(一八〇万円 \times 〇・二五)負担していることになり、実質の補填金は一三五万円(一八〇 \times 〇・二五)となる。つまり、三〇〇万円の減収に對して一三五万円しか補填されないということである。

それは農家負担があったりするからで、これではタコが自分のタコ足を食っているようなものであり、収入保険制度の名に値しない。

それならナラシ対策ではどうか。ナラシ対策でも四分の一の農家負担は同じだが、九掛けは一回だけである。

算式は次の通りである。(標準収入 \equiv 販売収入) \times 〇・九なので、例示で示せば、(一〇〇〇万円 \equiv 七〇〇万円)

\times 〇・九 \equiv 二七〇万円(農家負担控除後、実質補填額は二二五万円)となる。つまり三〇〇万円の減収に對して、

二二五万円の補填があるということである。一方、収入保険制度では、上述のように補填額は実質一三五万円なので、このように、収入保険制度ではナラシ対策より九

〇(二二五 \equiv 一三五)万円も少ないと見積られる。

なぜ、見劣りする補填制度なのか。いくつか理由がある。第一に、ナラシ対策は五年のうち最高、最低を除外して三年平均(五中三)を採用していたが、収入保険制度では(五中五)の五年平均を使うため基準収入が変動を受けやすいからである。今のように米価が下がる中では、(五中五)では、基準収入も下がって行く。その結果、ナラシの発動は少なくなる。私もこれまでに一〇数年ナラシ対策に加入していて、ナラシ発動を受けたのは二 \equiv 三回しかない。

それならなぜ基準収入を(五中五)にしたか。その理由は、ナラシ対策では(五中五)は地域のデータを使っていたが、収入保険制度では個人のデータを使うので、不正が起る恐れがあるので、まるまる五年分のデータを使うことにしたというのである。国は農民を信用していないのかと、逆に国を疑いたくなる。第二に、対象者は青色申告をしている人だけという。その人数は全国でわずか二〇万人だという。しかも全戸参加でなく、任意加入なのでこれで保険制度が成り立つのか疑問である。

補填制度の冷遇には、規制改革推進会議や産業競争力会議などの圧力によって農業共済事業を潰そうという陰謀を感じてしまう。それよりも、役にも立たない補填制度を押し付けることで生産調整廃止による米の無計画生産(無政府生産)と相まって、農業潰しの軟着陸を狙って

いるのかと思ってしまう。

ヨーロッパでは手厚い農業助成策のもと、補填制度も整っていたのを見た時、私はかの国をうらやましく思ったものだ。自民党政権が収入保険制度に力を入れることと戸別所得補償制度を粗末にすることは、裏腹の関係にあるように思う。収入保険制度の押しつけには、その背景に農業農民を粗末にする軽農主義の気持ちや底流にある様な気がする。この原稿を書いている時、また自給率が三八％に下がった。自給率低下と安心安全のネットワークである補填制度を粗末にすることも裏腹の関係にあるように思う。

ところで自給率低下をそのまま放っておいていいのか。自給率を低下させるということは国の安全保障にも憲法にも触れる（桜井豊『日本国憲法と農業政策』）。しかしここでは自給率そのものを論じない。農業潰しの行論との関係で、自給率低下の原因を少し論じて見たい。

そうすると自給率低下は、なりゆきまかせのせいである。なりゆきまかせは、国民の間に巢喰う「お上」意識や、横並び意識等がミックスした結果のように思う。横並び意識からは、世間に流布している考えをそのまま受け入れるし、その結果、米自由化という風が吹いてくるとそれに合わせていく。また原発が安全だという風が吹いてくると、安全神話についていく。戦前であれば飛行

戦の時代に巨艦・巨砲の泥沼にはまりこんでしまったのもなりゆきまかせのせいであった。横並びのもとでは思考停止からなりゆきまかせになり、その結果責任はあいまいで、無責任体制になる。そこに「お上」意識と「世間」の空気に合わせるという気持ちが覆いかぶさると無責任体制が濃縮される。明治維新は農民の百姓一揆のせいであつたが、お上がやったという考えから明治革命とは言わず、御一新と言っている。「御一新」とはお上が変わ革したという意味なのである。農民も革命の主体を放棄してしまっている。こうして国民のなりゆきまかせが農業を潰している原因のようにも思う。

農業は人間が生きて行く上でなくてはならないものである。特に日本列島には列島の中央に脊梁山脈がそびえ、そこから下流に向かって川が流れている。その国土を利用して先祖伝来永々と米が作られて来た。米と国土は一体で、それ故米は日本人の心の中心軸でもある。その農業の中心は家族農業である。農業を安定させるには家族農業を安定させなければならない。家族農業を安定させるには、収入保険制度でなく戸別所得補償制度が必須である。民主党政権のもと二〇一〇年から二年間、戸別所得補償制度があつた時、低米価のもと、一息ついたことを思い出す。ここで改めて、戸別所得補償制度の復活を要望する。

編集後記

これまでもあったことだが、国政選挙が終わった途端に政府や与党にとって都合の悪い情報や報道が出てくる。国有地を「森友学園」に、ごみの撤去費分として約八億円値引きの上で売却された問題で、その妥当性を調べていた会計検査院は、撤去費は二億〜四億円程度で済み、値引き額は最大約六億円過大だったと試算しているそうである。

また、商工中金不正融資問題では、元経産省事務次官の安達健祐社長が「(不正の)組織的な隠蔽を否定できない」と陳謝した。国の資金を得て緊急時に低い金利で貸す「危機対応融資」がリーマン・ショックを機に創設されると、その取扱機関となった商工中金は、本来は融資の対象にならない中小企業の財務資料を改ざんし、経営が悪化したように見せかけて貸し出していたとのことだ。不正はこれにとどまらず、統計調査での調査票偽造まで広がったうえに、不正の調査をしている職員自身が不正に携わっていたという。歴代トップを送り込んできた経産省の監督責任は重い。官邸内で現在、結構な影響力をもつといわれる経産省にとって、また与党にとっても選挙前には触れて欲しくない話題だった。

ところで、経産省は輸出大国日本を支えてきた鉄鋼や

自動車産業などの監督官庁である。この間の神戸製鋼、日産自動車、スバルという「日本のものづくり」を代表するメーカーによるデータ改ざんや不正にはさぞ頭が痛いことだろう。これらで共通して指摘されたのは、現場ですすめられてきたリストラや合理化、非正規社員化などによる職場の劣化だ。これでは「良い製品をつくらう」という気風が生まれるはずがないし、現場からの声は軽視されトップダウンが横行する。

さて、本誌は本号と次号では、兵庫県養父市での国家戦略特区事業を中心とした調査報告を掲載する。現地は過疎化と少子高齢化が進行する中山間地域だ。こうした状況に「お手上げ」感が広がっていたのだが、特区指定を契機に何とか農業、農地を守ろう、地域を活性化しようと思いつめた人たちが参入企業と一緒に汗を流していた。安倍内閣のトップダウンで進められてきた特区事業だが、現地ではそれをテコに、従来からの施策や補助金も活用して耕作放棄地の再生、新規参入者の受入や移住・定住の促進、古民家を活用した宿泊施設事業などを現場視点で進めている。この取組みを先頭で引っ張っておられる広瀬栄市長は、「失敗しても失うものはないから」と明るく笑った。市長の下、担当職員の皆さんからも、何とか養父市を元気にしたいとの思いがひしひしと感じられた。

(花村)